

国民健康保険税の税率等を改正しました

固税務課住民税班 ☎84-1212

町の国民健康保険の財政は、被保険者数の減少や高齢化の進展、医療の高度化等により、厳しい状況となっています。今後も安定した国民健康保険制度を維持していくため、令和7年度からの国民健康保険税率を改正しました。

また、国の税制改正に基づき、賦課限度額（医療給付費分、後期高齢者支援金分）と軽減判定所得の基準額を引き上げました。

国民健康保険税の税率の改正

令和7年度国民健康保険税の税率を、次の表のとおり改正しました。

区分		令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)
医療給付費分 (0歳～74歳)	所得割率	6.40%	6.90%
	均等割額	22,000円	22,000円
	平等割額	23,000円	23,000円
	賦課限度額	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	所得割率	2.10%	2.10%
	均等割額	12,000円	13,600円
	賦課限度額	240,000円	260,000円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割率	1.70%	1.70%
	均等割額	13,000円	14,400円
	賦課限度額	170,000円	170,000円

※赤字が改正箇所です。

※国民健康保険税は、所得割額、均等割額、平等割額を合計して算出します。

- ・所得割額 前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を差し引き、所得割率を乗じて算出した税額です。

- ・均等割額 加入者1人当たりの税額です。
- ・平等割額 加入世帯1世帯当たりの税額です。
- ・賦課限度額 課税される限度額で、各区分の限度額を超えることはありません。

軽減判定所得基準額の引き上げ

国民健康保険税には、前年中の所得が一定額以下の世帯に対し、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。軽減制度の対象を拡大するため、5割と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を次の表のとおり上げました。

区分	軽減判定所得基準額	
	令和6年度(改正前)	令和7年度(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 30.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 56万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※赤字が改正箇所です。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得または公的年金等所得がある方の数です。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方を含みます。

※申請は不要ですが、世帯に収入の申告をしていない方がいる場合は、軽減が適用されませんので、ご注意ください。

※軽減判定の基準となる所得は、所得割額を算出する際の所得とは異なります。

国民健康保険税の納税通知書を送付します

固税務課住民税班 ☎84-1212

7月中旬に、国民健康保険に加入する世帯の世帯主あてに、令和7年度国民健康保険税の納税通知書を送付します。

4月から翌年3月までの加入期間にかかる保険税を8回に分けて、納付書または口座振替により納付していただきます。

なお、65歳以上の年金受給者で、一定の条件を満たす方については、年金からの天引きにより納付していただきます。

所得額に応じた軽減制度以外にも、次のような軽減制度があります。

- ・未就学児に対する軽減
- ・非自発的失業者に対する軽減（要申請）
- ・産前産後期間の出産被保険者に対する軽減（要申請）
- ・旧被扶養者に対する軽減（要申請）
- ・特定世帯・特定継続世帯に対する軽減

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、被保険者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

